

●香川県告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に編入する旨、まんのう町長から届出があった。

平成23年3月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

| | |
|-------------------|---|
| 仲多度郡まんのう町吉野字木ノ崎下所 | 仲多度郡まんのう町吉野字木ノ崎上所2734の乙 |
| 仲多度郡まんのう町吉野字木ノ崎上所 | 仲多度郡まんのう町炭所西字西ノ山1665の48 |
| 仲多度郡まんのう町吉野字黒見 | 仲多度郡まんのう町吉野字大谷3052の1、3053の3、3054、3055の1、3055の7、3056、3058の1及び3059に隣接する道路、水路である町有地の一部 |
| 仲多度郡まんのう町吉野字東場正 | 仲多度郡まんのう町吉野字大谷2975の3、2976の2、2977の2 |
| 仲多度郡まんのう町吉野字大谷 | 仲多度郡まんのう町吉野字平田2909の2及び2909の2に隣接する道路、水路である町有地の一部 |